

令和6年度

# 包括外部監査の結果報告書 (概要版)

(子ども・子育て支援施策に係る事務の執行について)

八尾市包括外部監査人

公認会計士 奥谷 恭子



## 目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】 外部監査の種類	1
【2】 選定した特定の事件	1
【3】 特定の事件を選定した理由	1
【4】 監査対象部署	2
【5】 包括外部監査の方法	2
【6】 包括外部監査人補助者	3
【7】 包括外部監査実施期間	3
【8】 利害関係	3
【9】 略称等	3
第2 監査対象の概要	4
【1】 市の概況	4
【2】 八尾市第6次総合計画の概要	7
【3】 八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）の概要	10
【4】 市の子ども・子育て支援体制の概要	12
【5】 監査対象事業	13
第3 監査の結果及び意見	14
【1】 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	14
【2】 全体計画と個別事業の評価及び個別の事業執行に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	15
第4 全体計画と個別事業の評価について	17
【1】 こどもいきいき未来計画	17
第5 個別の事業執行について	17
【1】 ママ・サポート事業	17
【2】 ファミリー・サポート・センター事業	17
【3】 つどいの広場事業	18
【4】 成長手帳の配布	19
【5】 「人権を大切に作る心を育てる」保育推進事業	20
【6】 公立認定こども園運営事業	20
【7】 認定こども園等保健会事務局事務	23
【8】 認定こども園等整備計画推進事業	23
【9】 私立認定こども園等運営費補助事業	24
【10】 保育士確保支援事業	24
【11】 施設型給付・指導事業	25
【12】 幼児教育・保育の無償化対応事務	25
【13】 病児保育事業	26

## 第1 包括外部監査の概要

### 【1】 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

### 【2】 選定した特定の事件

#### 1. 包括外部監査の対象

子ども・子育て支援施策に係る事務の執行について

#### 2. 包括外部監査対象期間

原則として、令和5年度を監査対象期間とし、必要に応じて監査作業実施時点における令和6年度の状況及び令和4年度以前も含めた。

### 【3】 特定の事件を選定した理由

近年、共働き世帯の増加による保育ニーズの高まりや地域のつながりの希薄化、子どもへの虐待や子どもの貧困など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、対処すべき課題が多様化・複雑化している。そのような環境において、国は「こどもまんなか社会」の実現のため、令和5年4月には「こども基本法」の施行や「こども家庭庁」の新設、同年12月にはこども基本法に基づき「こども大綱」が閣議決定されるなど、子どもや子育て支援施策に関する取り組みの重要性が認識されているところである。

八尾市は、「八尾市第6次総合計画」において、八尾市の将来都市像を「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾」と掲げ、6つのまちづくりの目標と34の施策を策定しており、その中で目標1「未来への育ちを誰もが実感できるまち」において、次代を担う子どもが健やかに育ち、社会で活躍することは、八尾市の成長につながるとして、「切れ目のない子育て支援の推進」や「就学前教育・保育の充実」などの施策を実施している。

また、平成29年5月に「八尾市子どもの未来応援推進プラン」を策定し、社会全体で子どもたちを支える支援体制の構築を進めるとともに、様々な課題に柔軟に対応するため、令和2年3月には「八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）」

を策定するなど、さらなる施策の充実を図っており、これらの取り組みが一体として機能し、効果的な事業として成果が上がっているかについては、市民の関心も高いものと考えられる。

以上から、子ども・子育て支援施策に係る事務の執行について検討することは重要であり、令和6年度の包括外部監査のテーマとして有意義であると判断しテーマとして選定した。

#### 【4】 監査対象部署

こども若者部

#### 【5】 包括外部監査の方法

##### 1. 監査の視点

- ① 対象とした事務事業は関連諸法令・諸規程に基づき適切に行われているか。
- ② 対象とした事務事業は効果的かつ効率的に行われているか。
- ③ 関連施設の運営・維持管理は適切に行われているか。
- ④ 市民の利便性の確保、公民での役割分担や連携が適切かつ十分に行われているか。
- ⑤ 各種業務について適切な評価が行われ、適時に見直しが行われているか。
- ⑥ 業務や施策に関する情報が市民にわかりやすく提供されているか。

##### 2. 監査の方法

- ① 監査対象の事業に関する事務の執行に関連する法令、条例、規則等を確認する。
- ② 監査対象の事業に関する事務の執行に関連する資料の閲覧、担当者への質問等を実施する。
- ③ その他監査人が必要と認めた監査手続を実施する。

## 【6】 包括外部監査人補助者

宮本 豪 (公認会計士)  
河野 将之 (公認会計士)  
小池 (宗村) 絢子 (公認会計士)  
松田 章汰 (公認会計士)  
左近 裕一 (公認会計士)  
柿平 宏明 (弁護士)  
森垣 文裕 (行政実務経験者)

## 【7】 包括外部監査実施期間

令和6年7月1日から令和7年2月6日までの期間で監査を実施した。

## 【8】 利害関係

市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により定める利害関係はない。

## 【9】 略称等

### 1. 報告書中の元号の表記

報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S50年＝昭和50年
H	平成	H30年＝平成30年
R	令和	R5年＝令和5年

### 2. 報告書中の数値・金額

報告書中の数値・金額は、市から監査人に提示のあった資料、ホームページ掲載の資料等を基に記載したものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

### 3. 端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

## 第2 監査対象の概要

### 【1】市の概況

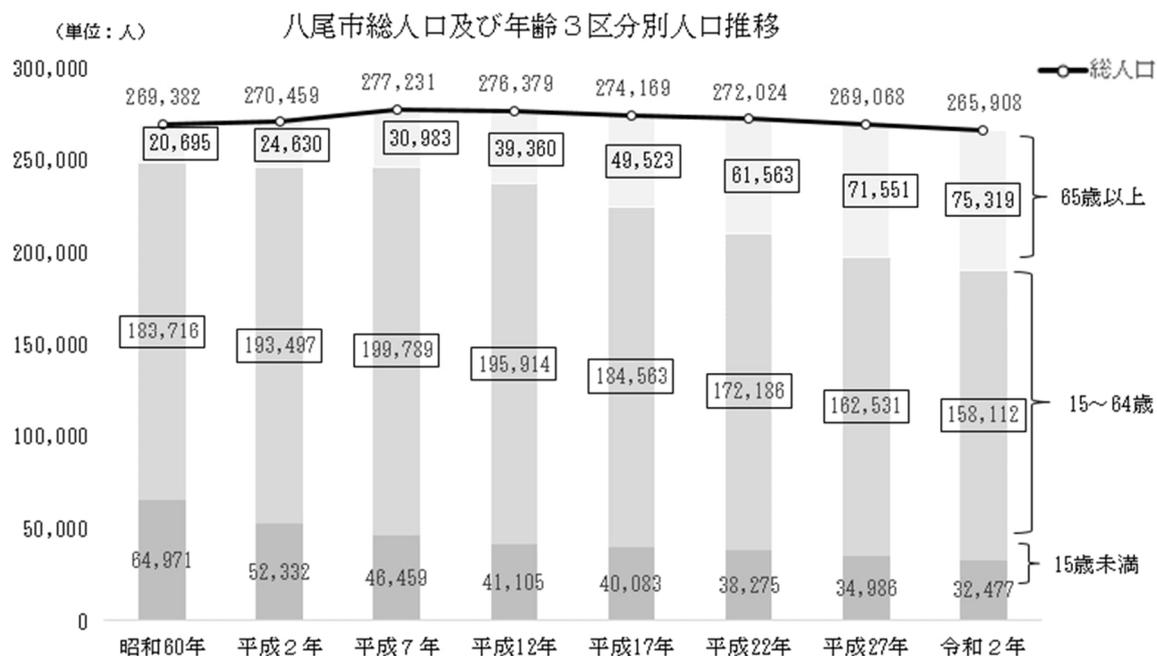
八尾市の「子ども・子育て支援施策に係る事務の執行」を監査するにあたり、まず、市の人口、財政の状況を紹介します。

#### 1. 人口

##### (1) 八尾市の人口推移

市の総人口は平成7年をピークに減少している。

市の年齢区分別に見ると、年少人口（15歳未満人口）は昭和60年から減少し、生産年齢人口（15歳から64歳人口）は平成7年をピークに減少している一方で、老年人口（65歳以上人口）は昭和60年以降増加の一途をたどり、少子高齢化の傾向が見られる。

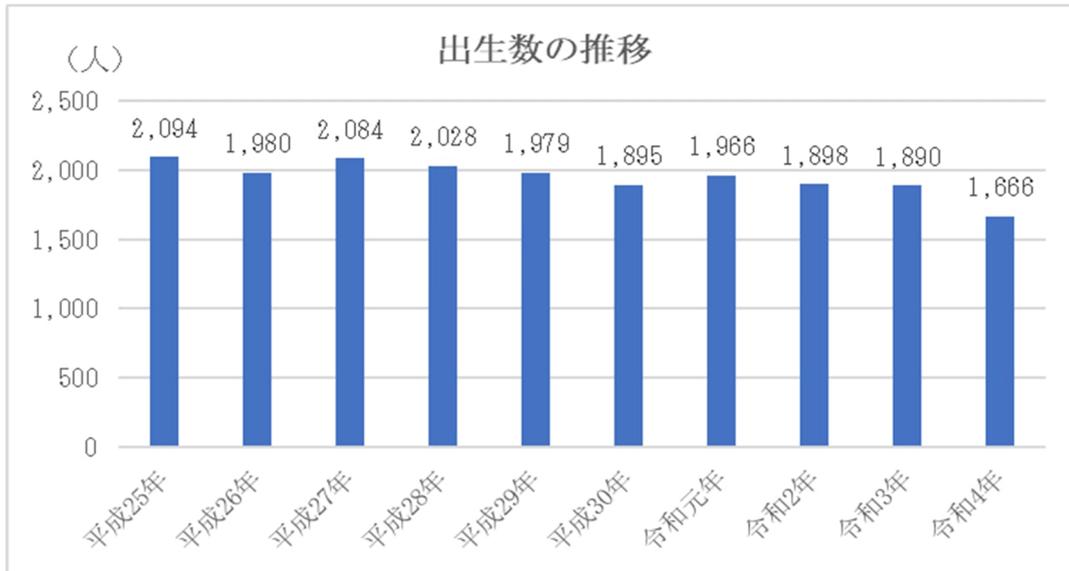


※ 平成2年までは総人口各区分ともに外国人登録人口含まず

（出典：市提供資料より監査人が作成）

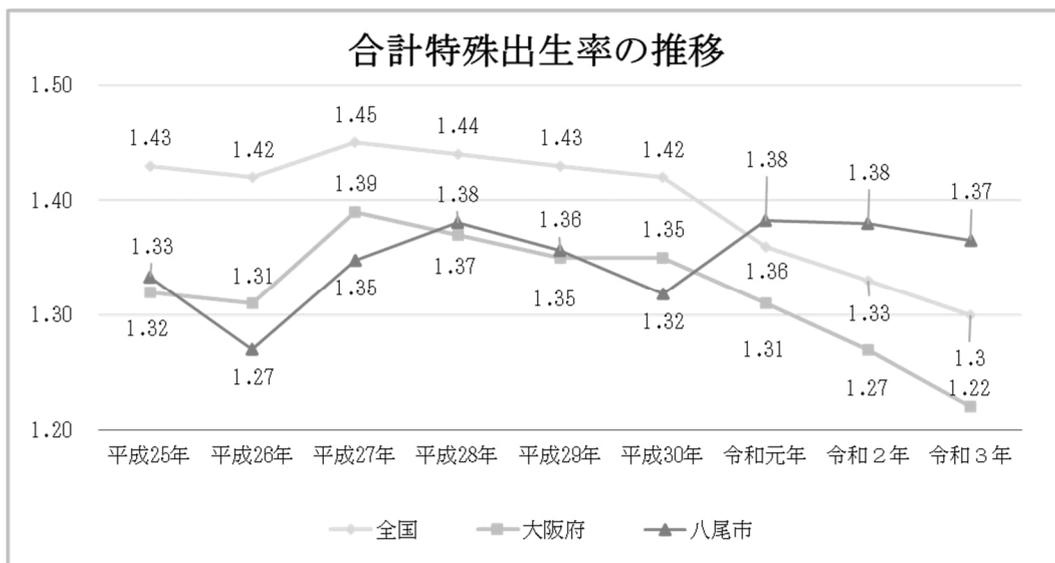
(2) 少子化の進行状況

「八尾市統計書」によると、市の出生数は、平成 28 年（2016 年）までは 2,000 人を超える水準にあったが、平成 29 年（2017 年）以降は減少傾向にあり、令和 4 年（2022 年）には 1,666 人となっている。



(出典：八尾市統計書より監査人が作成)

「八尾市統計書」によると、平成 30 年（2018 年）以降は全国及び大阪府が減少傾向であるのに対して、八尾市の合計特殊出生率は令和元年に増加した後、横ばいの傾向であり、令和 3 年（2021 年）時点で全国の 1.3 と比較すると 0.07 ポイント高い水準となっている。

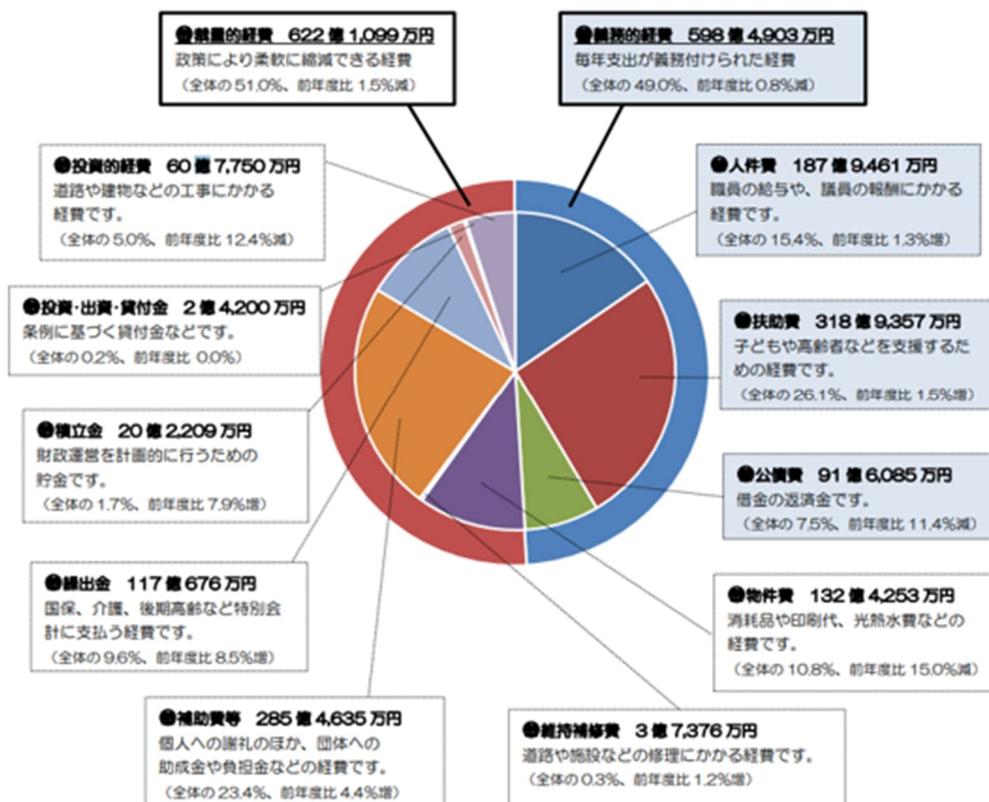


(出典：第 2 期八尾市人口ビジョン・総合戦略及び八尾市統計書、人口動態調査より監査人が作成)

## 2. 市の財政の状況

市の令和5年度の一般会計決算において、歳入は1,223億687万円、歳出は1,220億6,002万円であった。歳出決算の性質別経費内訳は、下記の円グラフでわかるとおり、制度的に支出が義務付けられている義務的経費のうち、社会保障関係経費を含む扶助費は歳出全体の26.1%と最も高い割合を占めている。この扶助費には、児童手当、生活保護、保育所・認定子ども園などの運営、医療費の援助など、主に福祉や医療に必要な費用が含まれる。

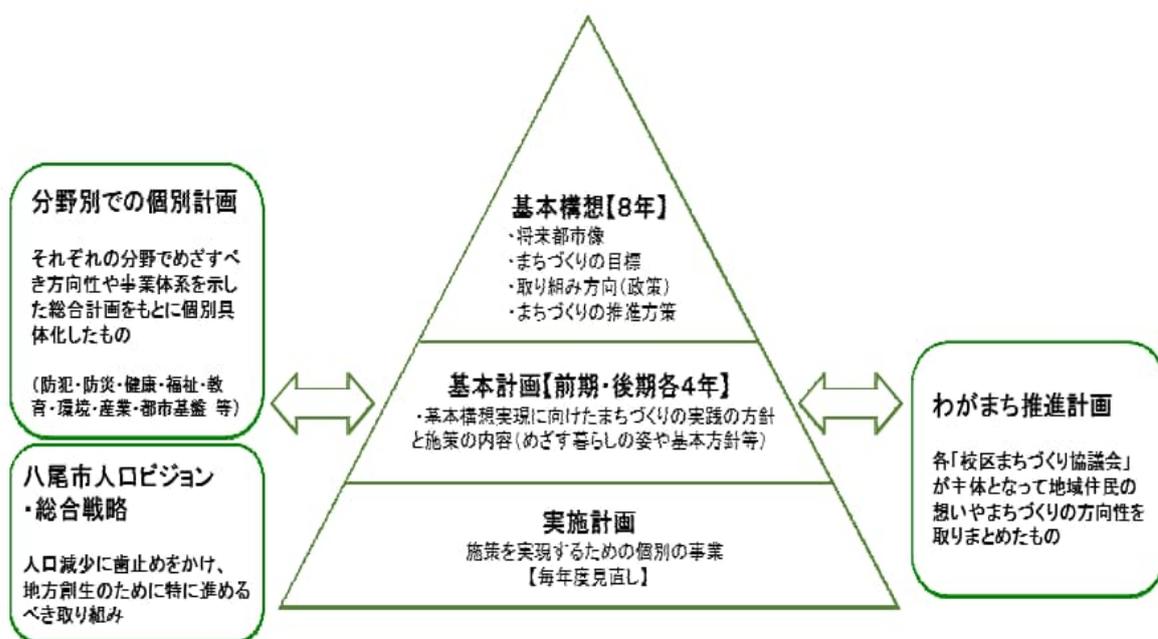
### 【歳出決算の内訳（性質別）】



(出典：わかりやすい財政公表～八尾市のお金の使いみち～ 令和5年度決算)

## 【2】 八尾市第6次総合計画の概要

市は、まちづくりの基本的な指針として、八尾市第6次総合計画「八尾新時代しあわせ成長プラン」を策定している。この総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成されている。



【八尾市第6次総合計画の構成】

(出典：市ホームページ)

### 1. 基本構想

令和3年度から令和10年度までの8年間の市の将来都市像とそれを実現するためのまちづくりの目標を示すとともに、目標の取り組み方向(政策)とまちづくりの推進方策を示すものである。第5次総合計画では期間を10年間としていたが、時代の変化に迅速に対応するため、本計画では基本構想の期間を8年間としている。

将来都市像の実現に向け、基本構想において、市民の日常生活の場面とライフステージという視点から、市民のしあわせが実現するための6つのまちづくりの目標及び目標に向けた取り組み方向を政策として表している。

## 2. 基本計画

基本計画は、基本構想期間の8年間で前期・後期の各4年間に分け、基本構想実現に向けたまちづくりの実践の方針やその内容を示すものとして策定し、推進される。

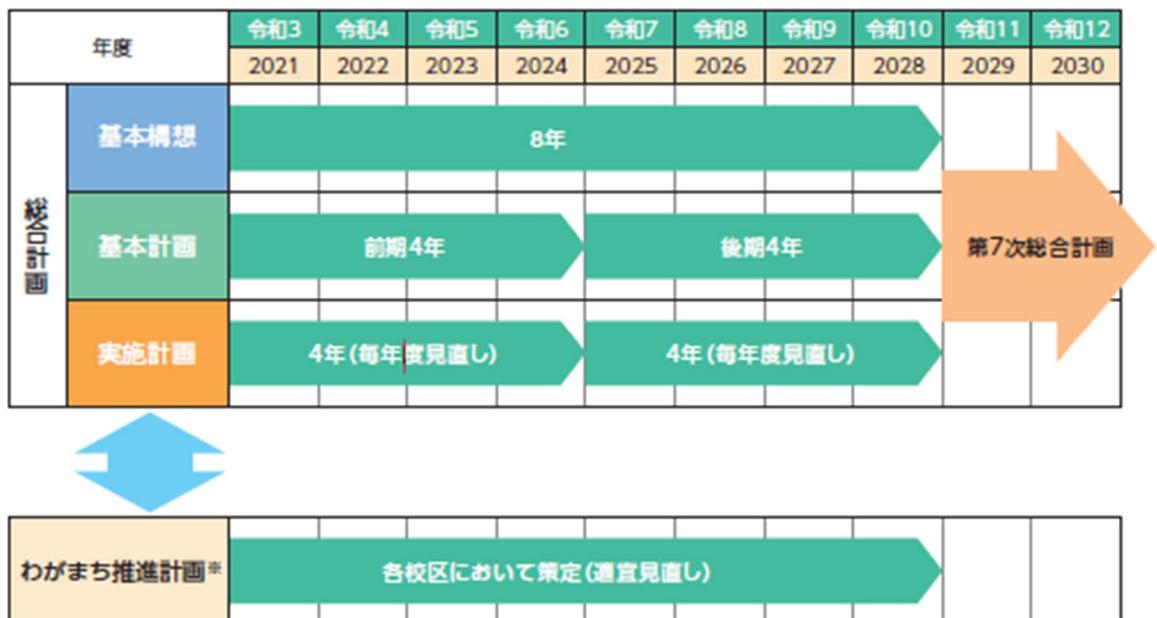


図8 総合計画の期間

(出典：八尾市第6次総合計画)

基本計画では、「横断的な視点によるまちづくり」において実践における方針や施策の体系とその取り組みの内容、また「共創と共生の地域づくり」において地域のまちづくりを市で進めていくにあたっての実践の方針と実践の内容を掲げている。

基本計画については施策の基本方針に沿って取り組みができたかを経年実績を積み重ねて評価し、横断的な施策展開を図ることができたかどうかをまちづくりの目標の視点でも評価することとしている。また、校区まちづくり協議会が主体となって地域住民の想いやまちづくりの方向性を取りまとめた「わがまち推進計画」を参照しながら、総合計画に基づき市民とともに地域のまちづくりを行っている。

なお、令和7年度から始まる後期基本計画は、社会経済情勢の変化等に伴う新たな課題や基本計画の評価（基本方針に基づく取り組みの成果と課題等）などを踏まえ、現在、策定が進められている。

### 3. 実施計画

「基本計画」に基づき実施する具体的事業については、「実施計画」を策定し実施している。令和5年度の実施計画は、令和5年度及び令和6年度の2年間に計画期間とした第3期実施計画において策定されている。

第3期実施計画では、基本計画において定める各施策の「めざす暮らしの姿」を実現するため、各施策の「基本方針」を踏まえながら、令和5年度に特に注力する点を施策推進の基本的な方向性として明らかにし、それに則した具体的な取り組み内容を実施計画期間における個別の事業計画として示している。

さらに「めざす暮らしの姿」の実現にあたっての課題解決に向けた達成度などを定量的に計ること、また、まちづくりの現状を市民と共有する際の重要な物差しとすることを目的として施策ごとに指標を設定している。

なお、施策内体系のどの内容に優先的に力を入れるべきか、戦略的な政策議論を強化する観点から、毎年度見直しを行い、基本計画の着実な実現に向け取り組んでいくこととされている。

#### 【実施計画の推進について】

市では、財源やマンパワーなどの行政資源を計画的・効果的に最大限活用し、市民が必要とする行政サービスが的確に提供される持続可能な行政経営を行うため、「部局マネジメント戦略」の設定という次年度の組織戦略を定める取り組みを起点として、実施計画策定と予算編成を行い、次年度の資源配分の最適化を図る手法を採用している。さらに、実施計画、予算が確定し、施策展開を図る実施年度の段階には、当年度の「部局マネジメント戦略」を確定し、組織を挙げて、着実な総合計画の推進を図っている。

第3期実施計画においても本手法により庁内横断的な検討を重ね、策定を行い、事後評価を進める下記に示す行政経営の流れにより、PDCA サイクルを回している。なお、令和5年度の実績については、令和6年秋に「第3期実施計画施策実績書」として公表されている。

### 【3】 八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）の概要

市は、総合計画における目標である「子どもや若い世代の未来が広がる八尾」の実現に向けて、子ども施策の方向性や具体的な取り組み等を定めるために、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を計画期間とする「八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）」を令和元年度に策定した。本計画は、上位計画である八尾市総合計画や、関連する分野別計画等と整合性を図りながら策定されている。

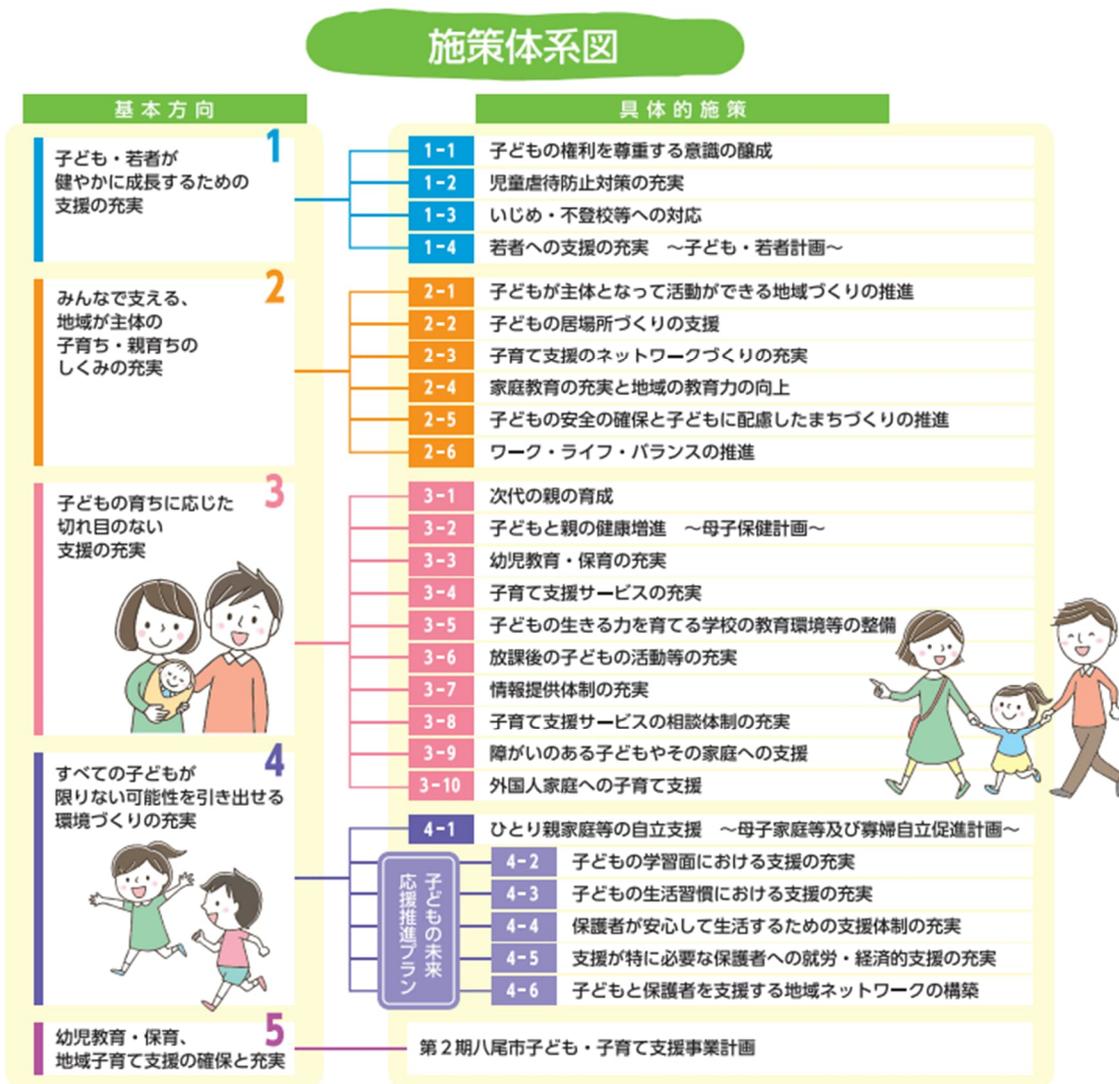
また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に規定する「市町村行動計画」や、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」などとして位置づけられている。

#### 計画の位置づけ



（出典：八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画））

本計画は、「みんなでつくる子どもの未来と幸せ」を基本理念とし、以下の5つの基本方向を掲げ、多様な施策を展開している。



(出典：八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）)

## 【4】市の子ども・子育て支援体制の概要

### 1. こども若者部の組織

市の子ども・子育て支援施策に係る事務（令和5年度（2023年度）時点）は、こども若者部が所管しており、こども若者政策課、こども総合支援課、こども施設運営課、保育・こども園課から構成されている。

なお、市は、令和6年（2024年）4月1日に一部行政機構を再編しており、子ども・子育て支援体制に関しては、従来市長直轄にていじめへの相談及び対応に関する事務を担当していた「いじめから子どもを守る課」と「こども総合支援課」が、いじめ相談なども含めた子ども・子育ての相談支援全般を担う「こども・いじめ何でも相談課」と在宅子育て支援と母子保健を担う「こども健康課」として再編された。2課により運営されるこども総合支援センター「ほっぷ」は、児童福祉法の改正により新たに位置づけられた「市町村こども家庭センター」として、より総合的に多様な対応を可能とする組織体制に再編・強化することを目的としている。

再編前と再編後の関係を表すと以下のとおりである。

【八尾市行政機構新・旧比較表】

令和5年度	令和6年度
<p>いじめから子どもを守る課 いじめから子どもを守る係 1課1係</p>	<p>変更部分等</p>
<p>こども若者部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こども若者政策課           <ul style="list-style-type: none"> <li>こども若者政策係(担当制)</li> <li>こども育成係(担当制)</li> </ul> </li> <li>こども総合支援課           <ul style="list-style-type: none"> <li>地域子育て支援係(担当制)</li> <li>こども相談係(担当制)</li> </ul> </li> <li>こども施設運営課           <ul style="list-style-type: none"> <li>施設運営係(担当制)</li> <li>放課後児童育成室(担当制)</li> <li>認定こども園</li> <li>医療型児童発達支援センター</li> </ul> </li> <li>保育・こども園課           <ul style="list-style-type: none"> <li>給付管理係</li> <li>認定入所係(担当制)</li> </ul> </li> </ul> <p>1部4課1室7係</p>	<p>こども若者部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こども若者政策課           <ul style="list-style-type: none"> <li>こども若者政策係(担当制)</li> <li>こども育成係(担当制)</li> </ul> </li> <li>こども・いじめ何でも相談課           <ul style="list-style-type: none"> <li>こども相談係(担当制)</li> <li>児童発達支援センター</li> </ul> </li> <li>こども健康課           <ul style="list-style-type: none"> <li>地域子育て支援係(担当制)</li> <li>母子保健係(担当制)</li> </ul> </li> <li>こども施設運営課           <ul style="list-style-type: none"> <li>施設運営係(担当制)</li> <li>放課後児童育成室(担当制)</li> <li>認定こども園</li> </ul> </li> <li>保育・こども園課           <ul style="list-style-type: none"> <li>給付管理係</li> <li>認定入所係(担当制)</li> </ul> </li> </ul> <p>1部5課1室8係</p>

(出典：市提供資料)

## 【5】 監査対象事業

監査の対象とする事業は、子ども・子育て支援施策に係る事務を所管するこども若者部が実施している事務事業のうち、以下の事業を検討した。

施策	事務事業名	担当部署（※）
（施策1）切れ目のない子育て支援の推進		
1	ママ・サポート事業	こども健康課
2	ファミリー・サポート・センター事業	こども健康課
3	つどいの広場事業	こども健康課
4	地域子育て支援センター事業	こども健康課
5	地域子育てつながりセンター事業	こども健康課
6	成長手帳の配布	こども施設運営課
（施策2）就学前教育・保育の充実		
7	「人権を大切に育てる心」保育推進事業	こども施設運営課
8	公立認定こども園運営事業	こども施設運営課
9	認定こども園等保健会事務局事務	こども施設運営課
10	認定こども園等整備計画推進事業	保育・こども園課
11	私立認定こども園等運営費補助事業	保育・こども園課
12	保育士確保支援事業	保育・こども園課
13	施設型給付・指導事業	保育・こども園課
14	幼児教育・保育の無償化対応事務	保育・こども園課
15	病児保育事業	保育・こども園課
16	障がい児保育支援事業（私立認定こども園等）	保育・こども園課

（※）上記担当部署名は、令和6年度行政機構再編後の名称としている。

なお、監査対象を選定するにあたっては、妊娠・出産から小学校入学までの子どもとその保護者の支援について重点をおいて監査するべく、八尾市第6次総合計画において定めている施策のうち、（施策1）切れ目のない子育て支援の推進と、（施策2）就学前教育・保育の充実において実施している事業に監査対象を限定し、また市の一般財源が多く投入されているかどうかを勘案した。

また、上記の選定の結果ヒアリング対象部署となったこども健康課、こども施設運営課、保育・こども園課に加え、各事業を行う上での基礎となる「こどもいきいき未来計画」の推進、進捗状況を確認するこども若者政策課、こども健康課とともにこども総合支援センターを運営し、子どもや子育てに関する相談に総合的に対応しているこども・いじめ何でも相談課についても全体計画と個別事業との関係や進捗管理等を確認した。

### 第3 監査の結果及び意見

#### 【1】 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

##### 1. 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見であることを明確にするために、項目の見出しに（結果）又は（意見）と記載している。

（結果）については、「事実」と「結果」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「結果」には、財務に関する事務の執行に関する合规性（適法性、正当性）から是正すべき事項を記載している。

（意見）についても、「事実」と「意見」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「意見」には、合规性、有効性、効率性及び経済性の観点から市に参考となる提言等、監査人の意見を記載している。

なお、監査の結果又は意見には該当しないが、市に対する留意事項、市民等に対する情報提供の観点から重要と判断した事項については（結果）又は（意見）の文言は付さずに内容を記載している。

##### 2. 監査の結果及び意見の件数

監査の結果及び意見の件数は、以下のとおりである。

項目	結果	意見
全体計画と個別事業の評価に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	0件	1件
個別の事業執行に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	6件	29件

【2】 全体計画と個別事業の評価及び個別の事業執行に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

全体計画と個別事業の評価及び個別の事業執行に係る監査の結果及び意見の概要は、以下のとおりである。

事業名（結果・意見の概要）		頁
全体計画と個別事業の評価について		
①	（意見1）「こどもいきいき未来計画（後期計画）」の各施策における指標の目標値設定について	17
個別の事業執行について		
1 ママ・サポート事業		
①	（意見2）事業継続に係る検討の必要性について	17
2 ファミリー・サポート・センター事業		
①	（意見3）委託先の見直し、事業継続に係る検討の必要性について	17
3 つどいの広場事業		
①	（意見4）各委託先からの提出物のデータ化推進と提出物の見直しについて	18
②	（意見5）各委託先からの報告様式の改善について	18
③	（意見6）委託先の評価項目の改善について	19
4 成長手帳の配布		
①	（意見7）八尾っ子・せいちょうぶっくの発注数について	19
②	（意見8）八尾っ子・せいちょうぶっくの内容の見直しについて	19
③	（意見9）八尾っ子・せいちょうぶっくに記載されている統計資料について	19
5 「人権を大切に作る心を育てる」保育推進事業		
①	（意見10）業績評価指標の設定について	20

6	公立認定こども園運営事業	
	① (意見 11) 業績評価指標の見直しについて	20
	② (結果 1) 業務完了届の日付について	20
	③ (意見 12) 委託業務に係る履行確認について	20
	④ (結果 2) 随意契約の公表について	21
	⑤ (意見 13) 労働者派遣による保育教諭業務委託契約の入札方法について	21
	⑥ (結果 3) 業務完了届の事業者名について	21
	⑦ (結果 4) 現物のない備品について	21
	⑧ (結果 5) 保育所から引き継いだ備品について	22
	⑨ (結果 6) 公印の未処分について	22
	⑩ (意見 14) 備品シールについて	22
	⑪ (意見 15) 備品台帳のロケーション管理について	22
	⑫ (意見 16) 備品管理体制について	22
	⑬ (意見 17) 施設の老朽化について	22
	⑭ (意見 18) 調理員の労働環境について	23
7	認定こども園等保健会事務局事務	
	① (意見 19) 保健会の事務局について	23
8	認定こども園等整備計画推進事業	
	① (意見 20) 事業評価の指標の追加について	23
9	私立認定こども園等運営費補助事業	
	① (意見 21) 行事費加算の補助対象経費の制限について	24
	② (意見 22) 処分制限期間のある財産の管理について	24
10	保育士確保支援事業	
	① (意見 23) 事業推進にあたり必要な保育士の水準について	24
	② (意見 24、25) 事業評価の指標の見直しについて	24
11	施設型給付・指導事業	
	① (意見 26) 保育・教育施設からの給付費申請システムの導入について	25
12	幼児教育・保育の無償化対応事務	
	① (意見 27) 事業評価の指標の見直しについて	25
13	病児保育事業	
	① (意見 28) 病児保育施設の整備について	26
	② (意見 29) 病児保育事業に従事する職員に対する研修の実施検討	26
	③ (意見 30) 実績報告書の記載誤り	26

## 第4 全体計画と個別事業の評価について

### 【1】 こどもいきいき未来計画

(意見1) 「こどもいきいき未来計画(後期計画)」の各施策における指標の目標値設定について

施策推進となる指標について、目標を明確化することや、目標に対して実績との乖離を把握し、その要因を分析することは、計画を定めて事業を実施する上で重要である。

本計画は令和6年度で計画期間が終了する予定であり、現在、策定中の令和7年度からを計画期間とする「こども計画」では、それぞれの基本方向における具体的な目標値を検討されているとのことであるが、より効果的に事業が実施できるよう、新たな計画の策定に取り組まれない。

## 第5 個別の事業執行について

### 【1】 ママ・サポート事業

(意見2) 事業継続に係る検討の必要性について

担当課は、利用拡充のための取り組みを進めているところではあるが、制度利用者は過去5年間の平均で14人と少数であることから、現在進めている利用拡充の取り組みを実施してもなお、利用者が増加しない場合は、事業の継続について検討が必要と考える。また、事業の継続の検討にあたっては、現在の利用者層及び潜在的な利用者層が、民間事業者により同様のサービスを受けられる可能性や、別の支援施策を受けられることなどにより、安心して育児ができる環境が保たれるかどうかについて、検討が必要となる。

### 【2】 ファミリー・サポート・センター事業

(意見3) 委託先の見直し、事業継続に係る検討の必要性について

「年間援助活動数」は減少傾向にある。平成28年度が4,761件であったのに対し、令和5年度は1,923件であった。その理由としては、少子化・人口減少、八尾市放課後児童室の預かり時間の延長、民間のサービスの発展、新型コロナウイルスによる生活様式の変化(在宅勤務の増加を含む)、社会的に他人に子どもを預けることへの抵抗感やリスクが増加していることなどが複合的に影響していると推測

される。また、担当課が課題認識しているように、ニーズの多様化、援助会員の高齢化については当該事業の抱える問題である。

このように当該事業が直面している問題は多く、外的要因によるため解決は困難である。今後とも「年間援助活動数」の減少傾向が続く場合には、「活動数の多さに対応できること」を理由としている社会福祉協議会との随意契約を継続すべきかについて、検討する余地が出てくると考える。

市民のニーズを捉え、将来的な援助活動数を予測しながら、民間業者への委託、市の直営への転向の可能性も検討することが望ましい。

### 【3】 つどいの広場事業

(意見4) 各委託先からの提出物のデータ化推進と提出物の見直しについて

各委託先からの提出物が紙の資料であることについては、委託先では紙代、印刷代、封詰め作業時間、郵送代のコスト、担当課では紙ファイル代、綴込み作業時間、書類を保管するキャビネットスペースのコストが生じている。紙による資料の提出を表計算ソフト等を利用した電子データによる提出に代替できれば、あらゆるコストが双方で削減できる。また、様々な比較・分析をする際にも、紙の資料よりデータの方が作業しやすくなるメリットもある。したがって、委託先からの提出物のデータ化について取り組むことが望まれる。

(意見5) 各委託先からの報告様式の改善について

令和5年度から「どの勘定科目に何を計上すべきか」については、12者の委託先に通知しているが、勘定科目の記載の順番、発生額ゼロでも科目は消さない、文章記述欄の記載観点を付記するなど、報告書の書き方を統一することで、効果的・効率的に事業評価を実施することが可能になる。また、イベントの開催場所や、準備しているおもちゃ、イベント内容などの成功事例・失敗事例について、担当課が効率的に情報を収集できることで効果的な事業実施に活用できるものと考えられるため引き続き様式を改善することに取り組むことが望まれる。

(意見6) 委託先の評価項目の改善について

委託業務の適正な履行を確保するためには、資産保全に対する管理体制は重要である。そのため、実地確認においてマイナス評価とはしないものの、例えば以下の確認事項を実地確認チェックシートに設けることが考えられる。

- 銀行口座の預金残高と帳簿残高とが一致しているか
- 帳簿類の保有年限は守られているか
- 当該委託事業に係る現金や預金通帳、契約書の保管状態は適切か（資産保全のセキュリティは十分か）

【4】 成長手帳の配布

(意見7) 八尾っ子・せいちょうぶっくの発注数について

冊子配付の廃止が決まっていたので、不要な在庫をなくすため、配付必要数から令和4年度の在庫数を差し引いた数量を発注する必要があると考える。

発注数を決定する際に適切な在庫数量を把握することで、不要な在庫をなくすことによる支出削減の可能性があり、経済性の観点から、適切な発注計画の策定が望まれる。

(意見8) 八尾っ子・せいちょうぶっくの内容の見直しについて

掲載されている資料が更新されたとしても、八尾っ子・せいちょうぶっく自体が現在の利用者にとって有益なものに更新されていなければ、事業の成果や効果を最大化することは困難である。

効率性・有効性の観点から、アンケート調査等を実施し、現在の利用者のニーズにもとづいた資料構成やコンテンツ内容自体の見直しが望まれる。

(意見9) 八尾っ子・せいちょうぶっくに記載されている統計資料について

一般に、利用者は最新の統計資料が掲載されていると考えるため、最新の統計資料に更新すべきである。令和6年3月の更新では、最新の統計資料(2010年度)が使用されていたが、今後の更新においては、常に最新の統計資料を掲載することとし、令和6年12月に子ども家庭庁より最新の乳幼児身体発育調査報告が公表されていることから、次回更新時には留意されたい。

## 【5】 「人権を大切にすることを育てる」保育推進事業

### (意見10) 業績評価指標の設定について

事業趣旨を鑑みると、人権に関する研修への参加と保護者アンケートの質問項目の『一人ひとりの個性を大切にし、意欲や自信を持たせている』に相関関係がないとは言い難いが、仮に人権に関する研修への参加がなくなった場合、どの程度当該割合が変化するかについては疑義がある。

事業における業績指標を設定する際には、事業に関する研修に参加することで、研修参加者、こども園、園児、保護者にどのような変化があったのか等、相関関係が測定できる範囲で設定することが望まれる。

## 【6】 公立認定こども園運営事業

### (意見11) 業績評価指標の見直しについて

認定こども園に対して肯定的に思う保護者の割合は、保護者が仕事と家庭を両立するために重要な指標と考えることができるが、令和6年度目標値である95%は、設定初年度である令和2年度においてすでに達成済みの値である。

市の目指すべき姿に向けて進む指標ではなく、現状維持を目指す指標となっており業績評価指標の見直しが望まれる。

そして、業績評価指標の見直しにあたっては、保護者に対するアンケートの実施等により、先ず以て保護者が認定こども園に対して何を求めているかに関する情報の収集が必要と考える。

### (結果1) 業務完了届の日付について

給付を終了した旨の通知を受けた日は、検収期限の起算点となる重要な日付であるため、明確にする必要があり、日付欄が空欄のまま受け取る運用をされていた業務において、業務完了届に日付の記載を求めるべきであると考えます。

### (意見12) 委託業務に係る履行確認について

監査人が突合を実施したところ、現状、各園の出勤表の様式が統一されておらず、その結果、就業報告書との突合に時間を要することが判明した。

今後も業務委託を継続するのであれば、各園の出勤表の様式の統一による業務負担軽減を検討することが望まれる。まずは「出勤表」・「出勤簿」といった様々な名称で提出を受けている書類名を統一していくことが求められる。

その際、統一様式の導入による管理コスト削減と、統一様式の導入に伴うイニシャルコストの発生については比較衡量し、コスト削減に寄与するかどうかという観点でも検討することが望ましい。

#### (結果2) 随意契約の公表について

合規性の観点から、公表すべき随意契約は漏れなく、公表すべきであると考え。

#### (意見13) 労働者派遣による保育教諭業務委託契約の入札方法について

経済性並びに保育者の交代による園児への影響を防ぐためにも、事業者選定時より長期継続契約締結の可否も視野に入れ、契約の在り方を検討することが望ましいと考える。

また、従来 of 運用を継続する場合でも、令和4年度及び令和5年度の随意契約時においては、他事業者からの見積書の入手がなされておらず、経済的合理性が検討されていないまま契約が締結されている。

経済性の観点から、随意契約を締結する際には、2人以上の者から見積書を入手することが望ましいと考える。

#### (結果3) 業務完了届の事業者名について

業務完了届は、委託業務の履行を確認するための重要な書類であり、合規性の観点から、契約相手方の事業者が発行した書類を入手すべきであると考え。

#### (結果4) 現物のない備品について

実地棚卸を行う主な目的は、備品台帳に登録されている備品が実在するかを確認する点にある。備品台帳一覧表を印刷し、チェックマークを付すなど実効性のある実地棚卸をすべきと考える。

(結果5) 保育所から引き継いだ備品について

備品台帳の正当性を担保し、資産管理責任を果たすためにも、備品台帳と現物の不整合を識別した場合には、適時に備品台帳を更新すべきであると考えます。

(結果6) 公印の未処分について

不正利用を防ぐためにも保存期限経過後の公印は直ちに廃棄すべきと考えます。

(意見14) 備品シールについて

備品シールは、物品を特定するために用いられるものであり、備品管理を効果的かつ効率的に実施するためには、備品台帳一覧と備品シールが整合していることが望ましい。

(意見15) 備品台帳のロケーション管理について

備品管理台帳の所在場所に関する情報は、盗難、紛失の早期発見の観点並びに、実地棚卸の効率性、効果性の観点からも有用な情報であり、システム上の備考欄等を活用し、詳細な所在場所を管理することが望まれる。

(意見16) 備品管理体制について

「令和5年度物品現在高調書の報告について(依頼)」は、備品現在高を把握するためのものであり、実地棚卸に関する方法・手順等を定めた文書ではないため、各園を監督する担当課において資産管理に関するマニュアルの整備や研修の実施、実地棚卸への立会等を実施し、備品管理の実効性を高めることが望まれる。

(意見17) 施設の老朽化について

大規模改修を計画しているため、それまで修繕が計画されていないが、現に雨漏りによる教育・保育事業への支障が出ている。

大規模改修までの応急処置又は、大規模改修のうち雨漏りに係る部分の前倒しができないかの検討が望まれる。

#### (意見 18) 調理員の労働環境について

熱中症は、気温・湿度が高い環境条件で発生する可能性が高く、厚生労働省の「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」においても、熱中症になる危ない状況として、調理場は熱源があり、エアコンが効かない環境においては、輻射熱による体温上昇が例示されている。したがって、現状の調理室では、熱中症が発生する可能性が高い労働環境と言える。

大規模改修で対応する場合にも、スポットクーラーの増設等、早期に熱中症を防ぐための労働環境の改善が望まれる。

また、労働環境の改善に際しては、厚生労働省のホームページに掲載されている「職場における熱中症予防基本対策要綱」等を参考に、WBGT（暑さ指標）等の客観的指標に基づいて改善することが望ましいと考える。

### 【7】 認定子ども園等保健会事務局事務

#### (意見 19) 保健会の事務局について

地方公務員法第 30 条及び第 35 条には、市役所職員に関する職務専念義務が定められており、市職員の行う事務が、地方公務員法第 35 条で定める「地方公共団体がなすべき責を有する職務」の範囲外である場合には職務専念義務の趣旨に反するとの評価を受ける場合がある。

保健会設立以降、市の公衆衛生の政策を展開するために、従来の実務慣行等に倣い市職員は市の職務として業務を実施しているが、保健会事務局の業務に関して、業務の範囲や市の関与の在り方等について検討を進めていく必要がある。

### 【8】 認定子ども園等整備計画推進事業

#### (意見 20) 事業評価の指標の追加について

待機・保留児童の解消及び施設の改修による子どもの安全確保という目的に対してどのように貢献したのかという観点の評価を行うことは、指標「教育・保育入所受入れ枠」のみでは困難であると考えられるため、別途目的に対応する評価指標を設定することが望まれる。

## 【9】 私立認定こども園等運営費補助事業

(意見 21) 行事費加算の補助対象経費の制限について

行事費加算の趣旨からしても、物品（備品）を取得せずとも行事費の開催に必要な費用を補助することで事業の目的を達成することは可能であると考えられるため、行事費加算の補助対象経費について、物品の取得を制限することが望まれる。

(意見 22) 処分制限期間のある財産の管理について

担当課は、各事業者に対して、補助金交付申請あるいは交付決定の際に、補助金を財源として購入する財産については処分制限期間がある旨の説明及び、管理台帳等の整備による処分制限期間内の適切な管理を求めることが望ましい。

また、担当課においても各事業者が取得した財産の取得年度、処分制限期間終了年度がわかる台帳等を整備し、処分制限期間到来時の財産の状況を確認することが望ましい。

## 【10】 保育士確保支援事業

(意見 23) 事業推進にあたり必要な保育士の水準について

当事業の目的を鑑みると市が求める保育士数の水準の設定及びその水準に対する不足数を把握することは事業の目的の前提条件であり、仮に保育枠の拡大及び認定こども園等の安定的運営に対して現時点で保育士が十分確保できている状況であった場合、当事業の実施目的を改めて検討する必要があると言える。

また、具体的な水準の設定にあたっては、私立認定こども園等運営費補助事業における加配の補助がある保育士の影響を除外した上で、保育枠の拡大及び認定こども園等の安定的運営の観点から市として求める水準を検討することが望ましい。

(意見 24、25) 事業評価の指標の見直しについて

(意見 24) 既存の事業評価指標の目的適合性について

当事業の目的は、保育枠の拡大及び認定こども園等の安定的運営と保育の質向上を図ることにあるが、「私立認定こども園等の新規採用保育士数」の指標における平均採用人数3人×施設数とした具体的な理由が不明確であり、人数が増えること

による保育の質向上には一定の効果はあると考えられるものの、保育枠の拡大及び認定こども園の安定的運営にどのように寄与しているかが不明瞭である。

したがって、目的に対応する保育士の充足数あるいは不足数を定義した上で、必要な新規採用保育士数を目標値のひとつとすることが望ましい。

また、説明会参加者数についても、当事業の実施に対する成果指標のひとつではあるが、そもそも説明会の実施が保育士の確保につながっているかを把握するために、もう一段上の成果指標として、説明会参加者が実際に採用につながっているかという観点を含む成果指標を設定することが望ましい。

(意見 25) 事業評価指標の十分性について

当事業は説明会の開催や保育士への直接の補助等、複数事業が混在する事業であるため、結果である新規採用保育士数や説明会への参加者数のみでなく、当事業のうち、どの事業が実際に魅力的であったのかという観点を含む成果指標を追加することが望ましい。

## 【1 1】 施設型給付・指導事業

(意見 26) 保育・教育施設からの給付費申請システムの導入について

担当課における煩雑な事務負担を削減するため、請求関係書類のチェック作業が最小限となるような仕組みを導入することが望ましい。システム導入といった方策を含め、費用対効果を勘案の上、業務効率化を図るべきである。

## 【1 2】 幼児教育・保育の無償化対応事務

(意見 27) 事業評価の指標の見直しについて

幼児教育・保育の無償化制度自体の周知は達成していると考えられるが、制度を必要とする利用者に対して適切な対応ができているかを測定するため、施設等利用費の償還請求に対して、請求書受理後に不備が生じた件数がゼロで推移していることを事業評価の指標として設定することが望ましい。

### 【13】 病児保育事業

#### (意見 28) 病児保育施設の整備について

担当課は、病児保育施設数を増やしていく方針であるが、病児保育施設の整備にあたっては病児保育に対する利用者のニーズをより十分に把握し、現状の施設数の十分性や必要となる施設数について検討し、利用者のニーズを満たすキャパシティを有する病児保育施設を整備することが望まれる。

#### (意見 29) 病児保育事業に従事する職員に対する研修の実施検討

国の「病児保育事業実施要綱」及び「多様な保育研修事業実施要綱」に基づき、保育者の資質向上のため、大阪府又は八尾市が、研修を実施するか、又は研修事業者の指定あるいは委託を行うことが望ましい。

#### (意見 30) 実績報告書の記載誤り

今回発見された実績報告書の記載誤りは補助金額が過少となるものだったが、補助金額が過大となるような誤りについても担当課での確認不足を原因として発見できない可能性がある。今後は実績報告書の記載に誤りがないか担当課においてダブルチェック等により確認するとともに、誤りがあった場合には、施設に対し適切に修正するように指導する必要がある。

以上